



道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道 協定に基づく工事費の範囲について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:昭和60年8月7日

受管号外
昭和60年8月7日

道路課長殿
都市計画課長殿
各市町村長殿
(西伯, 関金, 三朝
羽合, 鹿野, 国府) 町を除く

(鳥取県) 土木部長

道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道
協定に基づく工事費の範囲について（通知）

このことについて、別添写しのとおり建設省都市局長及び道路局長から通知がありましたのでよろしくお取り計らいお願いします。

建設省都街発第20号の2
建設省道政発第58号の2
昭和60年7月25日

鳥取県知事殿

建設省都市局長
建設省道路局長

道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道
協定に基づく工事費の範囲について（通知）

標記については、別紙1のとおり日本国有鉄道と覚書を締結し、併せて別紙2のとおり確認したので、通知する。
なお、本件については、貴管下市町村（政令指定市を除く。）にもこの旨通知方お願いする。
(別紙1, 2省略)

別紙-1

覚書

「道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有
鉄道協定」に基づく工事費の範囲に関する覚書

標記協定は昭和31年12月18日に成立し、同細目協定が昭和33年3月31日に締結され、以来30年近くにわたり、交差に係る事業を実施してきているが、昨今の諸情勢に鑑み、今回、前記細目協定の第10条（工事費の範囲）に関して当分の間の処理として、下記のとおり取扱うものとする。

記

- 1 細目協定第10条第1項ただし書の規定にかかわらず、2.に規定する適用工事に限って、必要な事務費（別添により算定した人件費・間接費割掛・旅費・事務雑費等をいう。）を当該工事の工事費の範囲に含めるものとする。なお、同条同項第3号及び第10号に掲げる費用は、前記の必要な事務費に含まれているので別途計上しないものとする。
- 2 適用する工事は、原因者が明確な道路の新設及び拡幅並びに鉄道線路の増設及び電化に伴うかさ上げによって、道路側が鉄道側に、又は鉄道側が道路側に施工を委託する場合に限るものとし、踏切除却を伴う工事及び重複工事を含む工事にあっては従前どおりとする。
- 3 本覚書は、昭和60年4月1日から適用する。ただし、既に協定締結のものについては、昭和60年度施工に係るものからとする。
- 4 今後とも、双方、交差事業の円滑化、適正化に一層努力するものとする。

昭和60年7月25日

建設省
都市局長 牧野徹
道路局長 田中淳七郎

日本国有鉄道
副総裁 橋元雅司

〔別添〕

事務費の算定方法

記1. に規定する事務費の額は、直接工事費等の総額を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表右欄に掲げる事務費率を乗じて得た金額の合計額とする。なお、工事が複数の事業年度にまたがる場合は、その合計額を各事業年度毎の直接工事費等に応じて按分することとする。

基準額	事務費の率
20,000千円以下の金額	10%
20,000千円を超え50,000千円以下の金額	8%
50,000千円を超え80,000千円以下の金額	6%
80,000千円を超える金額	4%

(注)

- 1 直接工事費等とは、直接工事費並びに細目協定第10条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号第8号及び第9号に掲げる費用をいう。
- 2 既協定工事における事務費は、上記事務費の算定方法により算出して得た事務費のうち、昭和60年度以降に按分された額とし、昭和59年度以前の施工に係るものは除く。

別紙-2

確認書 道路と鉄道との交差事業の円滑化等について

「「道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定」に基づく工事費の範囲に関する覚書」（昭和60年7月25日）記4. に基づき、下記事項について確認する。

記

1. 協定工事に係る協議事務の円滑化、期間短縮化等を促進する。
2. 協定工事に係る工事予算の執行に当たっては、毎事業年度綿密な工程管理等を実施し、精算事務の遅延等事業執行上の支障を来さないよう適正化に努める。
3. 本省・本社間に関係課から成る連絡会等を設け、地方機関等への指導徹底を図る。
4. この線橋工事のうち、次の各号の一に該当する工事については原則として道路側が施工する。
 - (1) 非線路近接工事
 - (2) 桁制作工事
 - (3) 床版及び高欄コンクリート等工事
(ただし、線路防護工等の必要なものにあつてはその措置を講じたもの。)
 - (4) 幹線系（おおむね70線区）以外の線区に係る工事
5. 上記以外については従前どおりとする。
6. 今後とも、交差事業の円滑化等のため、諸問題については双方誠意をもってすみやかに対処する。

昭和60年7月25日
建設省都市局長 牧野徹
建設省道路局長 田中淳七郎
日本国有鉄道建設局長 井上六郎
日本国有鉄道施設局長 神谷牧夫

「「道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定」に基づく工事費の範囲に関する覚書」（昭和60年7月25日）及び同覚書記4. に基づいて交された確認書（「道路と鉄道との交差事業の円滑化等について」（昭和60年7月25日））について、下記のとおり確認する。

記

1. 覚書記1. に基づく事務費の算定及び精算は次の方法を標準とする。
〔新規協定〕
 - (1) 事業費の額は、直接工事費等の総額を別表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表右欄に掲げる事務費率

- を乗じて得た金額の合計額とする。
- (2) 工事が複数の事業年度にまたがる場合の各事業年度の事務費の額は、(1)で算出された事務費の額(合計額)を各事業年度の直接工事費等に応じて按分した額とする。
- (3) 事務費の精算額(合計額)は、直接工事費等の精算費(総額)に基づき(1)の手順により算出する。
- (4) 工事が複数の事業年度にまたがる場合の各事業年度の事務費の精算額は、次により算出する。
- ア. 当初年度または中間年度の事務費の精算額は、(1)で算出された事務費の額(合計額)に当該年度の直接工事費等の精算額を乗じ、協定時の直接工事費等の総額を除して得た額とする。
- イ. 最終年度の事務費の精算額は、(3)で算出された事務費の額(合計額)から上記ア.で算出された各事業年度の事務費の精算額の総和を差し引いて得た額とする。

[協定変更]

- (5) 協定変更の場合の取扱いについては、(1)～(4)を準用する。

[既協定(継続)]

- (6) 既協定のもので昭和60年度以降に施行がまたがる場合は、次によるものとする。
- ア. 59年度以前施行分については、従前の取扱いとする(事務費)。
- イ. 60年度以降、各事業年度の事務費の額は、直接工事費等(過年度施行分を含む。)の総額を(1)及び(2)の手順で算出按分した額とする。
- ウ. 60年度以降、事務費の精算については、(3)及び(4)を準用する。

別	表	事務費の率
20,000千円以下の金額		10%
20,000千円をこえ50,000千円以下の金額		8%
50,000千円をこえ80,000千円以下の金額		6%
80,000千円をこえる金額		4%

(計算例)

事務費の額の算定例		(単位：千円)			
項目	59	60	61	62	計
直接工事費等	50,000	150,000	100,000	300,000	
取 務 費	2,500	7,500	5,000	15,000	

$$\begin{aligned} \text{事務費} &= 20,000 \times \frac{10}{100} + (50,000 - 20,000) \times \frac{8}{100} + (80,000 \\ &\quad - 50,000) \times \frac{6}{100} + [300,000 - (20,000 + 50,000 \\ &\quad - 20,000) + (80,000 - 50,000)] \times \frac{4}{100} = 15,000 \text{ --- (別表)} \end{aligned}$$

$$60\text{年度事務費} = 15,000 \times \frac{50,000}{300,000} = 2,500$$

$$61\text{年度事務費} = 15,000 \times \frac{150,000}{300,000} = 7,500$$

$$62\text{年度事務費} = 15,000 \times \frac{100,000}{300,000} = 5,000$$

年度別の精算例		(単位：千円)			
項目	59	60	61	62	計
協定期間	直接工事費等	50,000	150,000	100,000	300,000
	取 務 費	2,500	7,500	5,000	15,000
	計	52,500	157,500	105,000	315,000
協定期間	直接工事費等	45,000	145,000	95,000	285,000
	取 務 費	2,250	7,250	4,900	14,400
	計	47,250	152,250	99,900	299,400

$$\text{事務費} \quad 60\text{年度精算時} = 15,000 \times \frac{45,000}{300,000} = 2,250$$

$$61\text{年度精算時} = 15,000 \times \frac{145,000}{300,000} = 7,250$$

$$\begin{aligned}
 \text{事務費（精算）} &= 20,000 \times \frac{10}{100} + (50,000 - 20,000) \times \frac{6}{100} \\
 &\quad + (80,000 - 50,000) \times \frac{6}{100} = 120,000 - \\
 &\quad (20,000 + (50,000 - 20,000) + (80,000 \\
 &\quad - 50,000)) \times \frac{4}{100} = 14,400 \\
 62年度精算時 &= 14,400 - (2,250 + 7,250) = 4,900
 \end{aligned}$$

原協定のちで施工が60年度にわたる事例（単位：千円）

項目	58	59	60	計
工事費	50,000	150,000	100,000	300,000
工事費	1,000	3,000	2,000	6,000
工事費	51,000	153,000	102,000	306,000
工事費	50,000	150,000	100,000	300,000
工事費	(2,500)	(7,500)	5,000	(15,000)
工事費	(52,500)	(157,500)	105,000	(315,000)
工事費	45,000	145,000	95,000	285,000
工事費	900	2,900	4,000	8,500
工事費	45,900	147,900	99,000	293,800

$$\begin{aligned}
 \text{事務費} \\
 \text{仮想事務費合計額} &= 20,000 \times \frac{10}{100} + 30,000 \times \frac{6}{100} + 30,000 \times \frac{6}{100} \\
 &\quad + 220,000 \times \frac{4}{100} = 15,000 \\
 60年度事務費 &= 15,000 \times \frac{100,000}{300,000} = 5,000 \\
 \text{仮想事務費合計額} &= 20,000 \times \frac{10}{100} + 30,000 \times \frac{6}{100} + 30,000 \times \frac{6}{100} \\
 \text{（精算時）} &\quad + 205,000 \times \frac{4}{100} = 14,400 \\
 60年度事務費 &= 14,400 \times \frac{95,000}{285,000} = 4,800 \\
 \text{（精算時）}
 \end{aligned}$$

なお、59年度以前実施工事の精算は、従前のとおりとする。
（上記は一例）

2. 覚書記1. の事務費は、限度額を示したものであること。
3. 確認書記2. の内容には、精算事務の迅速化、工事実施に
対応した分割予納、多額の還付が予想される場合の的確な措置
の実施等を含むものであること。
4. 確認書記4. について
 - (1) 記4. の(1), (2), (3)は幹線系に係るものであり、(4)は
幹線系以外に係る全工事（ただし鉄道施設に係るものは除く。
）の意味である。
 - (2) 非線路近接工事とは、線路近接工事以外の工事を意味する。
又、線路近接工事は、細目協定第12条第3項の範囲内に留
めるものであること。
 - (3) 幹線系（おおむね70線区）とは、日本国有鉄道経営再建
促進特別措置法施行令（昭和56年3月11日政令第25号）
第1条に規定する幹線鉄道網を形成する営業線として政令で
定める基準に該当する営業線の意味であり、現時点において
は別紙のとおりである。

昭和60年7月25日

建設省都市局街路課課長補佐 井上隆三郎
道路局路政課課長補佐 馬場直俊
日本国有鉄道施設局管理課課長補佐 大野
踏切課課長補佐 多田信幸
建設局計画課課長補佐 大石政弘

別紙

幹線系線区一覧（70線区）

函館、手宮、千歳、根室、室蘭、夕張、東北、仙石、塩釜、仙山、
奥羽、羽越、白新、磐越西、常磐、水戸、両毛、信越、篠ノ井、
上越、高崎、川越、総武、京葉、成田、外房、内房、中央、南武、
青梅、五日市、山手、赤羽、武蔵野、東海道、鶴見、横浜、根岸、
横須賀、相模、御殿場、伊東、北陸、新湊、湖西、関西、紀勢、
草津、奈良、片町、大阪環状、桜島、阪和、山陰、福知山、山陽、
宇野、伯備、呉、宇部、美祢、高德、予讃、土讃、日豊、鹿児島、
篠栗、筑肥、長崎、佐世保